

判決要旨

平成14年(ワ)第16303号ほか9件 各住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件（第1事件ないし第10事件）

東京地方裁判所民事第50部 平成18年7月26日判決言渡し

裁判長裁判官 菅野雅之 裁判官 杉山順一 裁判官 岡本典子

原 告 [REDACTED] ほか49名

被 告 国 ほか11名

主 文

- 1 原告らの第1事件ないし第10事件についての各請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、原告らにおいて、平成11年に改正された住民基本台帳法（住基法）の定める住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により、国及び地方公共団体のコンピュータがネットワーク化されて、原告らの氏名、住所等の本人確認情報が国の機関及び地方公共団体等に通知提供されるようになり、また、原告らに無作為に作成された数列である住民票コードが付されるようになったことについて、①自分が認識していないにもかかわらず本人確認情報が利用等されること及び行政機関等による名寄せが可能となったことなどによって、原告らの人格的自律が脅かされてプライバシー権（自己情報コントロール権）の侵害又はその危険が生じているとして、②原告らを住民票コードによって特定することは氏名権を侵害するものであるとして、③原告らに住民票コードを付して個人情報の名寄せを可能にすることとは、原告らの「行政によって包括的に管理されない自由」を侵害するものであるとして、その居住する都県（被告県ら）及び市区町（被告市ら）並びに被告センターに対して、原告らの本人確認情報に関する住基ネットの運用の差止めを求めるとともに、原告らが住基ネットの運用により精神的苦痛を被ったとして、被告ら（被告市らを除く。）に対して国家賠償法（国賠法）1条1項等に基づき損害賠償金を支払うよう求めた事案である。

第2 当裁判所の判断

1 プライバシー権侵害に基づく差止請求の当否について

(1) 他人に知られたくないと感じる個人の私生活上の情報（プライバシー）を開示されないとする期待は、憲法13条によって保障される人格権の一内容として、法的保護を受けることができる利益に当たり、本人確認情報が予定された開示対象及び利用範囲を逸脱してみだりに開示されないという利益も、法的な保護に値するものというべきであるが、本人確認情報に関する前記利益は無制限に保護されるものではなく、公共の福祉のために必要がある場合には相当の制限を受ける（憲法13条）。

(2) そこで、まず住基ネットによるプライバシー侵害あるいはその危険性の有無について検討するに、住基ネットによる原告らのプライバシー侵害については、住基法改正前も、一定の場合に国又は地方公共団体の職員が市町村長から個人の住民票写しの交付を受けることは可能であり、住基ネットの運用

開始によって、本人確認情報の開示対象又は利用範囲に質的な変化があったとはいはず、また、住基ネットが原告らの何らかの権利ないし利益を具体的に侵害したとも認められない以上、原告らのプライバシー侵害を認めることはできない。しかし、住基ネットによる原告らのプライバシー侵害の危険については、外部の者による住基ネットへの侵入、運用関係者による本人確認情報の入手漏洩及び行政機関による個人情報名寄せはいずれも技術的に可能であるから、完全には否定しきれない。

- (3) 住基ネットの運用による原告らのプライバシー侵害の危険性が、公共の福祉に基づく制限として許容されるか否かは、①住基ネットの制度目的の合理性、②制度の必要性、③住基ネットの運用による原告らのプライバシー侵害の危険性の内容及び程度を検討して総合的に判断するのが相当である。①については、住基ネットの制度目的は、第一次的には住民の利便の増進ないし国及び地方公共団体の行政の合理化にあり、これらの目的が、それ自体合理性を有するものであることは明らかであり、また、電子政府構想を実現するためには、住基ネットがその基盤となることが予定され、電子政府構想が合理性を有することも明らかである。②については、現時点において、住民票写しの省略、年金受給者及び恩給受給者の書類省略等の制度が一定程度利用され、その利用も拡大していくと推認し得るし、住基ネットにより住民票写しの交付事務等が省略され、行政事務が簡素化・正確化されたことによれば、住基ネットによる住民の利便の増進ないし行政の合理化の効果も一定程度認められるし、住基ネットは電子政府構想の基礎となる公的個人認証制度の基盤としての役割を果たしているので、その必要性が認められる。③については、本人確認情報は識別情報ないし客観的外形的事項に過ぎず、セキュリティ対策が講じられ、法律によって運用関係者に対する秘密保持義務及びこれに反した場合の罰則、目的外利用の禁止等が定められており、北海道斜里町等の事故の存在をもってしてもその安全性が否定されたとまではいうことができないことからすると、プライバシー侵害の危険性の内容及び程度は一般的に許容される限度を超えない範囲のものである。これらの事情を総合考慮すれば、住基法自体が違憲とはいうことができないし、住基法に基づく住基ネットの運用によるプライバシー侵害の危険性も公共の福祉によって許容される範囲のものである。なお、原告らは、原告らに限った住基ネットの差止めを求めているが、一部の差止めを認めた場合、住基ネットの事務と従来の事務の併存が生じて結果として住民の利便の増進ないし行政の合理化という目的が達成されないことになるから、原告らだけの分に限っても住基ネットの運用を差止めることは相当でない。もっとも、情報技術社会の発展過程においてリスクが発生すること自体はやむを得ないものというべきところ、健全な発展の実現には、リスクを最小限に押さえるための合理的な措置を講じることが極めて重要であるから、住基ネットの運用に際しても、今後も、厳重な漏洩等防止措置を講ずることが期待される。

2 氏名権侵害及び「行政によって包括的に管理されない自由」の侵害に基づく差止請求の当否について

住民票コードは住基ネットのように多人数の個人情報を管理する場合に技術

的な観点から採用されている方法にすぎないから、原告らに住民票コードの番号を付すことが氏名権の侵害に当たることはない。また、住基ネットには目的の合理性及び運用の必要性が存在する一方、包括的な管理を行う一元的な行政主体も存在しないことから、原告らの個人情報が名寄せされて包括的に管理される危険性があるとまではいえないことに照らせば、「行政によって包括的に管理されない自由」の侵害も認められない。

3 損害賠償責任の成否について

内閣の立法に関する行為が、国賠法1条1項所定の違法なものとされるためには、内閣の立法過程における関与が、国民に対する職務上の義務に違背すると認められる必要があるところ、内閣は、立法過程の関与においては原則として政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないし、前記のとおり、住基法及びこれに基づく住基ネットの運用に違憲、違法は認められない以上、被告国が責任を負う余地はない。

また、住基法及びそれにに基づく住基ネットの運用に違憲、違法が認められない以上、被告県ら及び被告センターの行為は、いずれも住基法に基づくものであり、違法となる余地はない。